

## 第 37 回 年金記録回復委員会 (H24. 7. 24) 議事録

1 日 時 平成 24 年 7 月 24 日 (火)

2 場 所 厚生労働省 9 階 省議室

3 出席者 :

(委員) 磯村委員長、稲毛委員、岩瀬委員、梅村委員、金田委員、駒村委員、斎藤委員、  
廣瀬委員、三木委員

(日本年金機構) 紀陸理事長、薄井副理事長、矢崎理事、松田理事、喜入理事、  
中野理事、吉野審議役 ほか

(厚生労働省) 藤田厚生労働政務官 (途中退室)、今別府年金管理審議官 ほか

4 議事録

(磯村委員長)

それでは定刻になりましたので、第 37 回の年金記録回復委員会を始めたいと思います。ご出席予定の委員はほぼお揃いです。駒村委員は、10 分か 15 分ほど別の会合に行かれてからご出席いただけるそうです。事務局の一部の方が車の都合で遅れているようですが、藤田厚生労働政務官もいらっしゃいますし、定刻ですので始めたいと思います。それでは、最初に藤田厚生労働政務官からよろしくをお願いします。

(藤田厚生労働政務官)

皆様、お疲れさまです。ご多忙の中、年金記録回復委員会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の議題や報告事項のうち 2 点について、私から一言触れさせていただきます。と思います。

1 つ目は、被保険者の年金記録に係る紙台帳とコンピュータの記録の突合せ、いわゆる紙コンの作業方針についてです。委員の皆様には今後の作業方針について、これまで何回も実務検討会でご議論いただき、たくさんのご意見をいただきまして本当にありがとうございます。そのご意見を参考に、厚生労働省としての作業方針のご報告をさせていただきます。と思っております。後ほど事務方より詳しくご報告しますが、これまで政府・民主党では、早期に全件突合せを行なっていくという方針の下で対応してきました。厚生労働省としても国民の年金記録の信頼を回復するため、現在行なっている年金受給者に引き続き、被保険者についても全件突合せを実施すべく、必要な経費を平成 25 年度予算で要求するなど対応していきたいと考えております。

2 つ目は、年金記録問題の集中対応期間である平成 22 年度から平成 25 年度の 4 年間の半分を経過したことから、これまでの取組みの状況と成果などを、今後の対応も含め

て関係資料を整理しご報告させていただきます。

また、未統合記録 5,000 万件のうち、本年 6 月までに 2,800 万件を超える記録が解明されておりますが、一方で解明中などの記録もまだ残っております。これらについては引き続き委員の皆様のご指導・ご助言をいただきながら必要な対策を進めていきたいと思っております。

本日はその他に、厚生年金基金記録と国記録の突合せにおける対応などをご審議いただきます。本日も委員の皆様のご忌憚のないご意見と、引き続きご指導をいただきますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(磯村委員長)

ありがとうございました。お時間の許す限りぜひお願いします。

それでは、議事に沿い予定通りお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

それでは、審議を始めさせていただきたいと思います。本日の議題ですが、資料 1 から資料 5 まで用意させていただいています。資料の順に沿い議事を進めさせていただきたいと思います。

資料 1 の「全体構図と本日の議題」ですが、年金記録回復委員会では毎回このような資料をお出ししております。いつもの通り赤い字で記載している部分が本日の議題です。「<済>」と記載している部分が既にご審議いただいた議題です。左上から「2) 紙台帳検索システムを活用した記録の統合」と「3) 紙台帳などとコンピュータ記録との突合せによる記録回復」のうち、加入者への対応方針については資料 2 でご説明させていただきたいと思います。「4) 厚生年金基金記録と国記録との突合せによる記録回復」のうち、④と⑤の部分については資料 3 でご説明させていただきたいと思います。少し下の「再発防止策」のイ) の「待機者への対応」を赤で記載しておりますが、これは資料 4 です。「共済記録の整備」が「待機者への対応」の上にございます。「共済記録の整備」につきましては、これまで実務検討会等で何度かご審議いただいておりますが、資料の準備が間に合わないということで、次回以降でご審議をお願いしたいと思います。一番下の「関連事項」の「オ) 日本年金機構における事務処理誤り対応」につきましても、これまでの実務検討会のご審議等を踏まえつつ、次回以降にご審議させていただきたいと思います。資料 1 につきましては以上です。よろしく申し上げます。

(磯村委員長)

ありがとうございました。資料 1 についてはよろしいですか。それでは続いてお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

引き続き、私から資料2のご説明をさせていただきたいと思います。表紙の次に2枚ほど用意させていただいておりますが、各委員の意見の概要と「突合せ作業等の実施について」です。まず、これまでの経緯等について簡単にご説明させていただきたいと思います。

被保険者に関する紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業、いわゆる紙コン事業につきましては、5月の年金記録回復委員会で日本年金機構からサンプル調査結果についてのご報告をさせていただき、ご意見をいただきました。その後、5月から今月にかけて4回に亘り、委員の皆様からご意見をいただきました。政策判断に関わる案件でもあり、これまで委員の皆様方のご意見を2枚目の資料「意見の概要」にまとめさせていただき、政務にもご報告し、厚生労働省として今後の対応の整理をさせていただきました。このように、委員の皆様方から多くの貴重なご意見をいただきました経緯もございますので、資料の2枚目に「各委員の意見の概要」ということでまとめさせていただいております。貴重なご意見ですので、読み上げた上で次の資料のご説明をさせていただきたいと思います。

『被保険者の年金記録に係る紙台帳等とコンピュータ記録の突合せサンプル調査』等を受けた、これまでの各委員の意見の概要ですが、①から③の3つに分けて整理しております。①は全件突合せを実施した方がよいのではないか、というご意見です。最初のご意見から順に読み上げさせていただきます。「オンライン化後の世代で不一致率がゼロならば行う必要がないが、一人でも出ている以上、数十億円かけても、制度への信頼性をこの際徹底的に回復しておく方が良い。全件突合せは政府の公約でもあるし、費用対効果がないからやらないというのでは理由が弱いと考える。」というご意見です。2つ目のご意見は、「全部やるべき。オンライン化後の世代を切ってしまうと、彼らが安心できなくなってしまう。ここで一段落しておいて、これからは絶対にミスがない方法を日本年金機構・年金局で考えていくのが良い。国民に対する信頼感の回復という大きな命題で考えていく必要がある。どこかの時代までは全件突合せをやっているのだから、制度的に大丈夫ですよ、ということと言える機会を作ることが大切。」というご意見です。3つ目のご意見は、「オンライン化後の回復額は少額であり、個人便益が大きくないとしても、オンライン化後の世代を外して数十億円節約することで、この世代に疑念を抱かせることになる。信頼という公共財を投入すると考えると、やりつくして胸を張って、記録は完全に直りましたということ若い世代に共有してもらうのは大事。」というご意見です。4つ目のご意見は、「作業時間は多少長くなっても、拠点数をもっとしぼり、効率の良い拠点で集中的に作業し、コストをできるだけ下げながら全件突合せを行う、というのも一つの考え方ではないか。」というご意見です。

②は、オンライン化後世代の突合せをやるべきだというご意見です。「オンライン化

後世代の突合せにかかる費用の数十億円は、安心料のようなもので、それには高すぎる。更に国民の税金を使わない方がいいのではないか。若い世代はねんきんネットで記録を容易に確認できるし、不一致があったとしても、その回復額は、人生設計に影響を及ぼすほどの金額ではないと考える。若い世代が不信感を持っているのは制度自体に対してであって、記録の誤りに対してではないと考える。」というご意見です。

③は、「年金制度はいわば国が個人と結ぶ、定期給付契約であり、本人が申告した内容に従っての正確な記録管理は国に義務がある。オンライン化前だろうが後だろうがそれは同じ。公約だから、金額が大きいから、ということだけではなく、正確な記録管理をすることが最低限の国の義務であると考えている。」というご意見です。2つ目は、「全部やるのか全部やらないのかのどちらか。全部やらない根拠は、加入者はいずれ裁定の機会があるため。全部やる根拠は、年金記録問題の終結に向けて、国がとるべき手段はすべてとったと最終宣言をするためと、集中的な予算は今しか取れないだろうから、今すべて済ませておくという観点。」というご意見です。最後に「若い人をやらないとなったとしても、その人が希望すれば突合せをできるような仕組みを残すことを前提にして欲しい。」というご意見です。

このようなご意見等も参考にした上で、「今後の対応方針」について整理しました。

1の紙コン作業については、被保険者も受給者と同様に全件突合せを行なっていく、必要な予算要求等の対応をしていきたいということです。平成25年度中に作業が終了する見込みであり、予算・作業の更なる効率化についても、品質を十分確保する前提の下、効率化に十分配慮していきたいと考えております。なお、被保険者については一番下の※印にございます通り、平成26年度末時点で60歳未満の者は約3,030万人です。平成24年度で受給者の約4,900万人が終了する予定ですが、受給者は平成26年度末時点で60歳以上の者になります。基本的な考え方として委員の皆様からも多数のご意見をいただいておりますが、若い世代を含む年金記録への信頼確保ということ、年金裁定時に突合せを行うよりも今行った方が迅速な裁定・年金支給の実施ができると考えています。

2つ目です。紙コン作業と併せて、持ち主検索作業を日本年金機構で実施しております。説明作業中、又はなお説明を要する記録のうち、持ち主の検索が可能な全件について作業を実施し、平成25年度予算要求等の対応をしていきたいということです。人数ベースでは、平成24年度では1,300万人分の持ち主検索作業を実施しておりますので、残りは600万人ですが平成25年度中に作業が終了する見込みです。なお、必要な予算額や具体的な作業の方法等については、日本年金機構で整理した上で別途ご報告をさせていただきたいと思っております。また、今後とも定期的に紙コン事業の進捗状況についてご報告して、必要なお指導等をいただきながら進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

(磯村委員長)

ありがとうございました。委員の皆様、色々ご意見をいただきありがとうございました。前回に引き続き、実務検討会でも色々ご意見をいただきましたが、そのような方針案を政務三役でご判断いただいたということをお先ほど藤田厚生労働政務官からお話しいただいた通りです。この点について、今から何かご意見をというのも妙な話ではございますが、この際付け足してというものがございますか。特段よろしいですか。それでは藤田厚生労働政務官、そういうことですので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

それでは続いて次の議事に移ります。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて資料3です。厚生年金基金と国記録の突合せに関して渡辺企業年金国民年金基金課長からご説明をよろしく申し上げます。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

それでは、厚生年金基金（以下、「基金」）の突合せの関係について、資料3に沿ってご説明させていただきます。最初に資料1でご説明しましたように、これまで基金記録と国記録の突合せのいくつかの課題について、年金記録回復委員会でもご議論いただきました。不一致事案の取り扱い、片方の記録が見つからないものの作業の問題、代行返上した後の再突合の問題ということで、資料1の4)①・②・③についてはそれぞれ方針をお決めいただき、残っている2つの課題、④基金の突合せ作業促進についてと⑤死亡者の取扱いをどうするかについて、資料3で整理させていただいております。

まず初めに、それぞれのこれまでの経緯です。「(1) 審査依頼未終了となるおそれのある基金について」は、突合せ作業そのものの推進について、これまでどのような取り組みをしてきたかということです。1つ目のマルにございますように、基金に対し昨年11月時点で通知を出しておりますが、平成24年3月末を提出期限として一次審査依頼の提出を求めてきました。その結果、多くの基金では突合せ作業を急ピッチで進めていただき、平成23年12月末に全体の約93%で既に突合せが完了している状況です。このように全体としては進んでおりますが、24年3月末の提出期限間際になり個別の基金への対策が必要という状況になってきており、個々の基金ごとの作業状況を昨年11月時点で各基金に聴取をしたところ、約9割の基金からご回答がございました。その中では、一次審査依頼に係る突合せは平成23年度末を提出期限としていましたが、作業が平成24年度にずれ込むとしている基金が一部ございました。そのようにご回答をいただいた基金が9基金、また、未回答の基金5基金を入れると14基金ございました。このため、平成24年度中に日本年金機構において第一次審査を終えられるように、平成24年3月23日付で大臣通知の改正と日本年金機構の年金記録問題工程表の改定を行

い、基金等から機構への一次審査依頼の提出期限を平成 24 年 10 月末までとしました。これに伴い今年の 6 月 18 日付で基金等への指導通知を再度発出し、提出期限が平成 24 年 10 月末までになったということ、それと併せ少し作業を急がせるという観点から、厚生年金保険法に基づく報告徴収、監督権限の行使も含めてしっかりと指導していくことを通知の中で改めてお示ししました。

資料の 2 ページ目の (2) ですが、もう一つの課題である死亡者の記録の現状です。そもそも、基金記録と国記録の突合せは生存者を対象に実施しておりました。死亡者につきましては、基金の場合は遺族給付がないことや死亡者の過去の記録の保存状況が良くないこともあり、基本的には当初から確認作業の対象外としてきました。一方で、国が支給している遺族厚生年金の受給者は、死亡した配偶者の基金加入記録を使うことにより遺族厚生年金が増額される場合があります。突合せの現状も踏まえながら遺族厚生年金の増額に資するという観点から、突合せを何らかの形でできないかということで新たな対応を検討していくこととなりました。ただし、先ほど申し上げましたように、そもそも基金側での生存者の突合せ作業がかなり遅れている状況の中で、これと全く同じ方法で死亡者の突合せを全件行うのは困難ですので、そのような中でどのような方法があり得るかということを検討してきました。

以上が経過ですが、今後どのように対応していくかということです。1 点目の突合せ作業の促進につきましては先ほど 6 月に通知を発出したと申しあげましたが、その後、それぞれの各基金の代表者が集まる会議等でも私が直接出席し、このような方針について直接説明をしております。その上で、今申し上げたように必要に応じて個別の基金への指導を強力に進める等、最大限努力をしていくこと、また、今年の 3 月末時点での状況について全基金を対象に文書回答を指示しており、この状況も整理しているところでありますので、整理ができましたらご報告申し上げたいと思います。

その上で、10 月の機構への一次調査依頼の期限、更に年末に向けての今後の進め方ということで資料の 3 ページ目です。まず 10 月末の一次調査依頼の期限までは、突合せ作業を促進するように指導していきます。一次調査依頼の期限は 10 月末ですが、それが困難であると地方厚生局に申し立てた基金に対し、個別に作業状況や困難な理由を確認の上、速やかに一次調査が完了するように指導を行い、その結果を私ども年金局に報告していただくことにしております。このうち、特段の理由がなく作業が遅延しているという基金に対しては、先ほど申しあげましたように厚生年金保険法の規定も使い、年内に作業が完了するように必要な措置を講じるように命じます。また、当該基金において作業計画書を作成・提出するように指示していきます。

更にそのフォローアップということで、11 月から年末にかけて各地方厚生局が各基金に対し、作業計画書に沿って突合せ作業が完了するように状況把握と必要な指導監督を行います。これから半年間は、全体というよりも個別の基金を一つ一つ当たっていき、何とか一次調査依頼が終わるように強力に指導していきたいと思っております。そのよ

うな形で一次審査が終了するように最大限の努力を行なっていくつもりですが、仮にこのようなことを行なっても作業が終了しなかった基金があった場合には、当該基金名を公表した上で、その基金の記録については来年1月から開始予定の「気になる年金記録の確認キャンペーン」の一環として基金加入者から申出ていただき、個別に突合せを行い対応したいと考えております。ただし、このような事態になる前に、できるだけ一次審査が終わるように強力に指導していきたいと思っております。

2点目の死亡者の記録については、遺族年金の増額が目的であると先ほど申し上げましたが、死亡による遺族年金受給者、または受給していた者を対象として、来年1月からの「気になる年金記録の確認キャンペーン」の一環として、ご遺族の方から申出を受けて個別に基金突合せを行うことにしております。遺族の方から年金事務所に申出を行なっていただき、具体的な突合せについては日本年金機構から企業年金連合会等へ基金記録の提出依頼を行い、不一致の有無を確認した上で基金突合せと同様の手順で実施することで、遺族年金受給者からの手挙げ方式により死亡者の突合せについては対応していきたいと思っております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件はほぼ1年掛かりで色々ご審議いただきましたが、これで基金記録の突合せ作業方針に関してはほぼ終わりになります。後は実行あるのみですが、そのような前提でご質問やご意見がございましたらよろしく願います。何度か実務検討会で議論を行ってきたところですが、特段ございませんか。よろしいですか。とどの詰まりは「気になる年金記録の確認キャンペーン」で背負い込まなければいけないようなことになりませんが、大丈夫ですか。あちらこちらから頼りにされているようですが。

特にご意見がございませんようでしたら次へ進みたいと思います。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて資料4、待機者の取扱いについて、日本年金機構柳楽事業企画部長からご説明をお願いします。

(日本年金機構柳楽事業企画部長)

資料4は、待機者に関して住所・死亡情報を把握できるようにしていきたいという内容の資料です。

まず現状ですが、受給権者については住所情報を把握するために法律上の規定がございます。住所の変更・死亡等があった場合には日本年金機構に届出をしていただく義務の規定がございますし、住民基本台帳ネットワークシステムから住所・死亡情報を入手できるようになっています。住民基本台帳ネットワークシステムから住所・死亡情報を

入手できるようになった方については住所変更届や死亡届は省略できますので、受給者の方に負担なく正確な住所が把握できる仕組みになっております。一方、待機者、つまり被保険者ではございませんがまだ年齢が達していないということで受給者にはなっていない方のことですが、待機者については、先ほど申し上げたような法律上の規定はございませんので、住民基本台帳ネットワークシステムから住所情報などをいただくことが、今日現在ではできておりません。受給開始年齢が近づくと裁定請求の手続きに関するお手紙を送る必要がございますが、正確な住所が把握できていないとお手紙をお送りしても未着になり、請求漏れの恐れがあるという問題意識が「現状」として記載している内容です。

このようなことを踏まえ「2 対応方針」の(1)で記載しておりますが、待機者についても、日本年金機構において住民基本台帳ネットワークシステムから住所・死亡情報を取得できるようにするなど、住所変更情報や死亡情報を把握できるような仕組みが必要ですし、そのための法令上の規定を整備していく必要があります、それらを行なっていくということですが、具体的に何をするのかということ、3ページに事務フローということでもまとめております。一番上は、日本年金機構から待機者の方に対して「住民票コード収録状況のお知らせ」と、今申し上げたような住所の変更などがあった場合にお届けいただきたいということを添えたお知らせを送るものがスタートです。お送りする方法としては、60歳以上の方へはねんきんネットのアクセスキー通知に併せて記載する、あるいは受給年齢60歳の一步手前、今であれば58歳ですが、節目年齢のねんきん定期便などを活用してお知らせをお送りすることを考えています。

お知らせをお送りした場合、住民票コードが既に収録されている方と未収録の方というように、大きく2つに分かれます。既に住民票コードが収録されている方の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムから情報が得られれば、基本的には住所の変更があっても個々に申出をしていただく必要はございません。ただし、個別の事情で住所ではない場所、例えば施設入所や長い間入院をしていて住民票上の住所ではない別の居所に送っていただきたいというご希望がある場合に限り、居所の登録を返送していただくこととなります。

住民票コードがまだ収録されていない方については、住所の変更などの異動がある場合に住所変更の申し出をしていただくことをお願いすることとなります。また住民票コードを申出いただくと、それ以降は住民票コード収録者となり、申出が不要になりますので、併せてそのお願いをしております。居所の登録が可能である点は住民票コード収録者と同じです。

どのような効果が期待されるのかということですが、当然ですが住所や生死の情報ははっきり分かりますので、お知らせや通知を確実に送付できるようになり、請求漏れや受給漏れの発生を防止できます。また、副次的なことですが、事務所などの現場での事務量が若干なりとも軽減されますので、その分、別のサービスの質の向上を期待できる

ということが考えられます。

このようなことを行うためには、法令上の規定の整備が必要です。2ページの冒頭の②ですが、総務省の協力を得て待機者に係る住基情報を得られるように法令上の規定の整備が必要であることと併せて、日本年金機構から待機者等に対して、裁定請求に係る手続きに関する周知・勧奨などを行うこと、日本年金機構から待機者等に対して住所変更等に関する情報提供を求めることができる、というような規定を盛り込んだ厚生労働省令の改正を行なっていただく予定です。「(3) 意義・効果」は先ほどご説明したところです。

(4) 周知・広報についてです。ここに列挙しているように、日本年金機構のホームページに掲載し周知する、特に退職して被保険者ではなく待機者になられる方をターゲットにして、事業主などに退職する従業員などに対して情報提供を行なっていただくように依頼をする、市町村に対して広報誌などへの掲載を依頼する、「ねんきん定期便」やアクセスキー通知への記載等々、色々なルートを用いて届出の実施について周知・広報を図っていきたいと考えております。

スケジュールとしては、年内に省令が公布されれば、年明けから今申し上げたような広報を開始し、住民票コードのお知らせの送付は来年の秋頃の開始を予定しております。説明は以上です。

(磯村委員長)

本件についてご意見やご質問はございますか。どうぞ。

(三木委員)

私が理解していないだけかもしれませんが、住民票コードが未収録の場合というのは、どのような場合で、どのくらいおられるものなのでしょうか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

住民票コードの収録状況は、受給者の方は 98% ぐらい登録されていますが、被保険者の方は異動が多く 80% ぐらいの状況です。

(磯村委員長)

よろしいですか。他に何かございますか。

ございませんようでしたら私から確認を兼ねて、2つ質問させていただきます。一つは、今現在の待機者の人数というのはどれくらいか。もう一つは、あと 10 年ぐらいすると男性の支給開始年齢が 65 歳になるだろうと思いますが、仮に 10 年後ぐらいの時点想定すると、待機者の数はどれくらいになるのだろうか。この 2 点を分かる範囲でお願いします。

(日本年金機構柳樂事業企画部長)

まず、待機者をどのように捉えるかによって若干変わってきますが、60歳以上70歳未満で年金を受けておられない方で、被保険者でもなく、加入期間が25年を超えている方は受給権があるということになります。そのような方ということで抽出すると、108万人余りが待機者になります。それが65歳に引き上がっていくとどれぐらいになるかというのは正確には予測できませんが、今現在の待機者の数が108万人という中で60歳の方が24万人余り、61歳が20万人余りですので、相当程度増える、ということかと思っております。

(磯村委員長)

そうすると、受給開始年齢が男女ともに65歳に揃うことを想定すると、何百万人というオーダーにはなりそうですよね。仮にそうなったときに、現状の死亡情報を取るための省令の改正は、これはこれで非常に結構なことです。本来の年金制度の制度管理という面から見ると、被保険者管理・待機者管理・受給者管理という3点セットが普通の年金制度管理といわれておりますので、そういう点に着目した場合に待機者管理という情報提供サービス義務を果たす必要がどこまであるのかわからないのか、その必要性に応じて場合によっては法律改正まで視野に入れた方がいいのかどうか、この辺を今日の議題と離れて先行きの問題としてご検討いただいております方がよろしいかという感じがします。念のため申し添えておきたいと思っております。どうぞ。

(三木委員)

資料の3ページですが、住民票コードが未収録者の場合に住民票コードの申出を受け付けるとするのは、非常に正しいフローだと思います。ただし、そのときに別に住所変更の届出も受け付けることも道として残すというのは、例えば住民票と違う住所、番地やマンション名、大字がある・ないなど、少し違う書き方で届書を書くことは十分あり得ます。そのようなことについて、何をもちって日本年金機構として正しい住所とするかという定義をきちんと決めないと、住民票とは違う住所を日本年金機構が持つこととなります。これは非常に雑駁に言えば、少し違う住所の人は同一人物かどうかという判断を入れなければならない、目で確認を行わなければいけません。非常に大きな観点で言えば3情報・4情報が一致しない情報を手に入れてしまい、宙に浮いた情報を作ることにもなりかねません。「正しい正規のトランザクションはこういうやり方です」というのを決めるのであれば、住所変更の申出も受け付けるが住民票コードも絶対に同時に受け入れて正しいものは住民票コードのものとする、と定義しなければいけないと思っております。これは、待機者だけではなく加入者に対してもきっと同じことが起きるはずで、何をもちって日本年金機構として基本的な個人情報のマスターにするのかという定義

の観点を、フローを決めるときはきちんとしてほしいです。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

受給者に関しては、まず住民票コードを入れていただきますので住民票上の住所が基本となります。ただし、特別養護老人ホームに入っておられるなど、住民票の住所とは違うところでお暮らしている方もいらっしゃいます。そのような方については居所の届出を別途認めており、住民票上の住所と違う場合は居所の届出を出していただく扱いになっております。残る問題は、住民票コードが入っていない方は住民票の住所が分からないということです。そのような方は全体の2%いらっしゃいますが、住民票コードの把握を進めております。具体的には、個別に現況届などを出していただく中で把握しておりますし、将来的にマイナンバー制度ができればきちんと把握することができるのではないかと考えております。このような考え方を、加入者や待機者にも拡大していきたいと考えておりますが、現段階では、まずは加入者の住民票コードの収録に力を尽くしてまいります。

(三木委員)

基本的には、方針としてはこの通りで結構だと思います。しかし、実際に新しい情報を手に入れるきっかけがあるわけで、ここでこういうトランザクションになる場合は、住所変更の申出をされているわけです。結局どんどん増えていってしまいますから、そのような場合は併せて正しいフローに乗せるように、できる限りやった方がいいと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

説明が足りませんでした。受給者の方の場合、住民票コードを届出いただいている方は住所変更届をお出しいただく必要はございません。端的に申し上げますと、98%の受給者の方は居所を登録しない限り住所変更の手続きは不要ですので、今後そのような仕組みを拡大していけば、わざわざ日本年金機構に対して住所変更の届出をしていただく必要はないということになります。

(磯村委員長)

よろしいですか。他になければ次の議事に移ります。

(ここで藤田政務官は退室)

(磯村委員長)

どうもありがとうございました。次の議事へ進んでよろしいですか。それではお願い

します。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて資料5です。「年金記録問題のこれまでの取組みと今後の対応」について日本年金機構伊原記録問題対策部長からお願いします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

年金記録問題に関してこれまで色々取組んできましたが、年金記録回復委員会の先生方から「中間的な総括をすべき」というご指摘をいただいたので、「年金記録問題のこれまでの取組みと今後の対応」という資料をまとめさせていただきました。資料5に基づき、現在の状況についてご説明させていただきます。

資料の1ページは年金記録問題の概要です。年金記録問題には大きく2つの課題があります。一つは、5,095万件の未統合記録の持ち主をどのように見つけていくのかという課題です。資料の右側にございますように、平成18年6月時点で5,095万件の未統合記録がございました。基礎年金番号に繋がっている記録もあれば未だ繋がっていない記録もあり、この繋がっていない記録をいかにして結び付けていくのかということが課題でした。もう一つの課題は、記録の内容に誤りがある場合ですが、コンピュータ記録が間違えているのではないかと問題がございました。この問題については2つの契機がございます。一つは、当初、年金の加入記録は紙台帳で管理されておりましたが、これをコンピュータ記録に変換する際に正しく移し替えられなかったのではないかと、ということです。もう一つは、遡って訂正された年金記録で、元々はコンピュータ記録が正しかったのですが、その後、標準報酬月額が実際の給与額より低く変更されたり勤務期間が実際より短くされたりしているケースです。

これらの課題に対する対応は、2ページ・3ページをご覧ください。まず未統合記録の問題に対しては、基本的にはご本人に記録を確認していただき、「これは自分の記録ではないか」、「ここの部分が漏れている」といった申出をしていただき、それを記録訂正に結び付けていく作業を行なっております。①の特別便から⑥の再送付便というように「〇〇便・各種便」と呼ばれる郵送物をお送りし、ご確認をお願いしてきました。これが未統合記録への主な対応です。

記録の内容に誤りがある問題に対しては、主として紙台帳とコンピュータ記録の突合せや、日本年金機構のコンピュータ記録と厚生年金基金記録の突合せ、あるいは標準報酬月額等の遡及訂正事案についての調査を行なってきました。もちろん⑤にございますように、各種便についてもご自分の記録の標準報酬月額等をご覧ください、違うと申出いただければ記録を直していくという意味では、記録の内容に誤りがある問題へのアプローチにもなり得るものです。

3番目の「その他」です。具体的に、どのように記録を回復していくのかという手順

の面からの対策がございます。年金事務所段階で記録回復を進めていき、また、総務省に年金記録確認第三者委員会を設け、そこで記録訂正のご判断をいただき、記録訂正のあっせんをしていただくという取組みも行ってきました。また、脱退手当金支給の事実確認や年金未請求者の方に対する勧奨なども行なってきました。

こうした対策について、時系列的にどのように進めてきたかを4ページの「年金記録問題の経緯」にまとめております。ここでは、平成19年2月の衆議院調査局予備的調査で5,000万件の未統合記録の存在が明らかになってから、直近では今年の2月の再送付便の発送の開始まで、年金記録問題への対応策の取組ごとに時系列で並べております。

次に、こうした対策がどこまで進捗したのかというものが、5ページ以下です。先ほど申し上げた、未統合記録への対策の各種便・〇〇便と呼ばれるものについての進捗状況です。表の中央に対象数がございますが、この対象数はお客様に各種便をお送りしそれに対し「ここが間違えている」、「ここがおかしい」というご回答をいただいた件数です。例えば「ねんきん特別便」では1,301万人の方から「訂正があるのではないか」というようなご回答をいただき、黄色便では152万人、グレー便では58万人でございました。

これに対し、今日段階でどれだけ処理が終わっているかというものが、表の右側です。各種便対策については、ほぼ100%に近いところまで作業が進んできております。古くは平成19年12月から「ねんきん特別便」をお送りし、これまで4年半ぐらい取り組んできましたが、こうした取組みの中でここまで来たという状況です。

6ページは、記録の内容に誤りがある問題への対応です。こちらは丁度折り返し地点を過ぎたという状況かと思えます。例えば、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せについては、本日、年金局から被保険者も含めた全件照合を目指すという方針が公表されましたが、全件突合せを行うとすると約7,900万人の方が対象になります。それに対し、5月末の段階で突合せ作業が終了した人数は約3,524万人です。これは年金コードの重複を除いた実際の人数で、全体の約45%という状況です。国民年金特殊台帳の突合せは既に終了しております。厚生年金基金記録との突合せについては、延べ3,731万人に対し3,452万人で約93%の処理が終わったという状況です。

このような進捗状況を踏まえ、対策の成果がどこまで上がったかについて、7ページにまとめております。まず未統合記録の5,095万件ですが、1,296万人の方の記録が回復しております。後ほど詳しく申し上げますが、件数ベースでは1,647万件の記録が統合されています。また、記録の内容に誤りがある問題については、例えば紙台帳とコンピュータ記録の突合せでは、約50万8,000人の方に通知をお送りしました。基金記録と国記録の突合せに関しては、作業の結果、約23万3,000件の記録が不一致だと判明しております。その下は、標準報酬月額等遡及訂正事案として記録回復が行われた件数です。

これらの取組みを結合した結果ですが、本来であれば、平成18年以降の数字を集計

できればいいのですが、平成 20 年 5 月以降のデータしか取ることができないため、平成 20 年 5 月以降の年金記録回復額で見ると、年額で 785 億円、それを 65 歳から受給した場合の金額、いわゆる生涯額は 1.6 兆円という数字になっております。

対策の成果に関連して、もう少し詳しくご説明させていただきます。15 ページの「未統合記録 (5,095 万件) の状況と今後の対応」をご覧ください。これは先ほど申し上げたように、これまでの取組みの中でどれくらいの記録が解明され、どれくらいの記録がなお解明を必要としているかを整理したものです。これまで解明された記録は、約 2,860 万件です。その内、1,647 万件の記録の統合が済んでおります。残りの 1,208 万件の内訳は、死亡したと判断される記録が 654 万件、脱退手当金などを受給されている、あるいは既に給付に反映されており後年金額に影響していくことがないと判断される記録が 554 万件で、合わせて 1,208 万件です。

これに対し、現段階で解明作業中または、なお解明を要する記録と思われるものが、約 2,240 万件ございます。従来、「③現在調査中の記録」と「④名寄せ特別便等の対象となった記録」を合わせて公表していましたが、対応を始めてから時間もずいぶん経ちましたので、実際に今調査が進行している記録と、一度特別便等をお送りしたがまだ持ち主が判明していない記録を今回整理しました。その結果、現在調査中の記録は 6 万件ございます。これは、ご本人からご回答をいただき日本年金機構で調査を行なっているものです。また、これまで、名寄せ特別便や黄色便などをお送りしましたが、ご本人からのご回答がないものや自分のものではないとご回答があったもの、未送達になってしまったというものが 935 万件ございます。これらについて、未送達になったものは今年の 2 月から、もう一度住民基本台帳ネットワークシステムと照合して、住所を把握できた方にお送りし直したり、先月から 10 年未満の記録に関する黄色便をお送りしたりするなど、引き続き持ち主の特定作業を進めております。⑤は、持ち主の手掛かりが全く得られていない記録で 965 万件ございます。⑥は、③から⑤と同一人と思われる記録が 334 万件ございます。例えば、⑤の持ち主の手掛かりが得られていない記録は、従来から 1,000 万件近くあると申し上げておりましたが、持ち主の手掛かりがないので例えば何歳の記録なのか、男か女か、厚生年金の記録かどうかというような定性的なことは分かりませんが、個々人の特定に繋げることは困難です。

19 ページは以前の年金記録回復委員会でも説明させていただきましたが、未統合記録のコンピュータ上の分析を行ったものです。年齢のところをご覧ください。100 歳以上の未統合記録が 138 万 6,000 件もございます。現在日本で生存されている 100 歳以上の方は 4 万 5,000 人程度といわれておりますので、この中の百数十万件は、もう既にお亡くなりになっているにも関わらず死亡届が出されず、我々が死亡者として認知できていない記録と思われる。従いまして、未だ手掛かりが得られていない記録が 965 万件ございますが、現在、これらの記録の持ち主全てがご存命で、実際に記録の回復が必要とされる記録になるのかという点については、必ずしもそうではないものが相当数含ま

れていると考えられます。

15 ページに戻っていただき、今後このような未統合記録にどのように対応していくのかということです。現在調査中のものは、引き続き調査をする。また、再送付便や10年未満の黄色便をお送りしていく他に、日本年金機構で紙台帳との突合せ作業の一環として紙台帳検索システムを使い、持ち主検索作業を進めていきます。さらに来年1月には、ねんきんネットで未統合記録の検索をご自宅でできるようにする中で、ご自分で心当たりのある旧姓などのお名前や生年月日などを入力していただき、探していただけるようになります。このようなアプローチをしていく中で、なお説明が必要な約2,240万件をできる限り減らしていきたいと思っております。

次に、8ページをご覧ください。8ページに「これまでの取組みと今後の対応」ということで、平成22年度以降の大きな取組みの柱と、平成24年度から平成25年度に向けての作業イメージを整理しております。繰り返しになりますが、これまで実施してきた対策というのは、各種便の処理や記録回復基準による訂正、記録の突合せ、ねんきんネットでの記録の確認、また、今年度に入り作業を具体化しておりますが再発防止策としての取組みなどです。

これから先の対応につきましては「記録の突合せ」の欄をご覧ください。今年の12月には、受給者の方の紙台帳との突合せ作業が終わる見込みです。基金記録との突合せ作業も、一次審査が年度内に終わるという状況です。また、来年の1月には、ねんきんネットで未統合記録の検索ができるようになります。このような状況を受け、来年の1月を目途に「気になる年金記録の確認キャンペーン」を実施していきたいと思っております。具体的には、お一人お一人が気になっている記録について積極的に申出ていただき、市町村、事業主、様々な方々のご協力を得て記録の発見を進めていきたいと思っております。紙台帳とコンピュータ記録の突合せに関しては、平成25年度中に被保険者・加入者の紙台帳の突合せや、基金記録の突合せを終わらせていくことを考えております。このような取組みと並行し、二度と年金記録問題を起こさないための対策として、毎年、記憶が新しいうちにお一人お一人に年金記録を確認していただくことをルーティン化していく、重複付番の発生を防止していく、市町村や事業主などで作られる届書を電子化することにより日本年金機構側での入力ミスなどが発生しないように作成元のデータをそのまま我々の方に取り入れていく、このような取組みを進めていきたいと思っております。また、「その他」とございますが、3号扶養チェック、事務処理誤りの防止、今後一元化が議論されている共済記録の整備、先ほどご説明した待機者への対応、などといった関連する対策についても力を尽くしていきたいと思っております。

9ページをご覧ください。紙台帳とコンピュータ記録の突合せの作業方針については、冒頭に年金局より説明がございましたが、受給者については今年の12月を目途に、受託事業者段階での突合せ作業を終わらせ、来年度中にお客様への通知をお送りしたいと考えております。被保険者についても来年度中に突合せ作業を終了し、同年度中に通知

もお送りしていきたいと考えております。また、今後 2,240 万件の未統合記録の解明作業を進めてまいります。また、持ち主検索が可能な全件について検索作業をしていきたいと考えております。

10 ページをご覧ください。基金記録との突合せに関しても先ほど日本年金機構から説明がございましたが、審査依頼未終了基金の更なる提出促進や死亡者の記録の突合せなどについて、「気になる年金記録の確認キャンペーン」の中でアプローチしていくことを考えております。

来年の1月から予定している「気になる年金記録の確認キャンペーン」についてご説明させていただきます。11 ページをご覧ください。未だに持ち主が分からない記録が多数ある中で、来年1月を目途に「気になる年金記録の確認キャンペーン」を実施していきたいと考えております。「気になる年金記録の確認キャンペーン」の内容として4つございます。1つ目は、ご本人による未統合記録のご自宅などでの検索です。2つ目は、年金記録の漏れや誤りが気になる方への呼びかけです。できるだけ分かりやすくパンフレットを作ったり幅広くメディアを含め取り上げたりしていただく中で、年金記録に気になる部分がある方には積極的に申し出てきていただきます。3つ目は、生活にお困りの高齢者を対象として、特に市町村の協力を得て福祉の現場で年金記録を見つけていきます。4つ目は、基金記録について、死亡者の方の記録についてご遺族の申出を受け、国のコンピュータ記録との突合せを進めていくということを考えております。

このキャンペーンに関して、もう少し関連資料でご説明させていただきます。16 ページをご覧ください。平成 19 年 12 月に「ねんきん特別便」の送付がスタートしてから、未統合記録が基礎年金番号にどのように統合されていったのか、先月までの状況をプロットしたものです。当初は、持ち主の手掛かりが得られていない記録の減り具合が良かったのですが、最近は減り具合が鈍くなってきました。また、統合済みの記録も、最近は伸びが鈍くなってきているのが率直な状況です。17 ページに「参考」ということで「ねんきん定期便を契機とする年金加入記録照会件数の推移」をお示ししておりますが、ねんきん定期便は返信用封筒を同封しており、ご自分の年金記録に誤りがあると思われる方は我々に照会していただくことになっております。これを見ると、平成 21 年度は月平均 40 万件を超える照会がございましたが、平成 22 年度・平成 23 年度と月日が経るごとに徐々に照会件数が減ってきており、平成 24 年度になると、4 月から 6 月の 3 か月の平均ですが、1 万 6,000 件ぐらいまで落ち着いてきております。この原因を直ちに分析することはできませんが、これまでの取組みの中でご自身に年金記録をご確認いただき我々がご回答する中で、未だにご自身の年金記録に疑問を持っておられる方の数が徐々に減ってきている、ということが言えるのではないかと思います。また、資料を付けておりませんが、総務省第三者委員会への回付案件の件数も最近はずいぶん落ち着いてきており、現場レベルでは次第に自分の記録がおかしいという方の数は減ってきていると思われまます。もちろん第三者委員会に申出ておられない方、あるいは実務検討会

でも議論になりましたが、もう見つからないとあきらめておられる方がいらっしゃる可能性もございますので、そのような意味からも今後「気になる年金記録の確認キャンペーン」を実施していく必要があると考えております。

今後、「気になる年金記録の確認キャンペーン」を実施していく際にどのような点がポイントになるかということですが、25 ページの「コンピュータ記録と紙台帳等との関係」をご覧ください。コンピュータ上の年金記録が約3億件ございます。平成18年6月の段階で、そのうち約2億5,000万件が基礎年金番号に統合されており、約5,000万件が未統合記録でした。これまでに、未統合記録であった①の白い部分は統合されましたが、残りの網掛けになっている部分が今後の課題です。②ーアと②ーイの部分については、ある意味では既に解明されたと考えられますが、③から⑥については今後も解明作業が必要です。図の後ろの網掛けの部分は、紙台帳検索システムに収載されている紙台帳記録です。現在は、紙台帳記録とコンピュータ記録の突合せ作業を1件ずつ行なっておりますが、来年の1月になるとねんきんネットにより未統合記録についても検索ができるようになります。我々としては「気になる年金記録の確認キャンペーン」で、ご自分の記録について気になる方は申出いただき、未統合記録のオンライン記録のほか、紐付いている紙台帳や紐付いていない紙台帳も可能な限り調べることにより、持ち主の発見につなげていきたいと考えております。

27 ページは「紙台帳検索システム」についての解説です。以前、年金記録問題がクローズアップされた時点では紙台帳検索システムは存在しませんでしたので、当時は紙台帳を調べるとなると別の事務所に保管されている、あるいは倉庫に保管されている紙台帳を1件1件探す必要がございました。平成22年からは、紙台帳検索システムが全国の年金事務所・事務センターで利用可能になっておりますので、以前に比べるとご本人からの情報を元に記録を見つけやすい状況になっております。このような作業環境や状況の変化の中で、来年からの「気になる年金記録の確認キャンペーン」に取り組んでいきたいと思っております。

最後に12ページをご覧ください。今後の年金記録の正確性確保対策、いわゆる再発防止対策です。再び年金記録問題を起こさないためにどうしていくかということですが、大きく4つの柱を立てています。1つ目は、ご本人に毎年記録を確認していただくことにより、間違っているものがあればその段階で早急に直していくことが一番重要だろうと思っております。2つ目は、基礎年金番号の重複付番の発生防止です。これにつきましても、以前に年金記録回復委員会でご議論いただいたように本格的に取り組んでいくことにしています。3つ目は、各種届出書の電子化をしていきます。元々届書が作られた段階でそのまま我々に届出いただくことができれば、機構側での入力誤りを防ぐことができ、かつ効率的です。そうした対策を進めていきます。4つ目は、基金への記録情報の提供です。現在は、基金記録と国記録の突合せ作業をしておりますが、今後については、定期的に情報提供を行なっていく仕組みを実現したいと考えております。以上が

機構として平成 25 年度に向けて取組んでいきたいと考えている方向性です。

29 ページは、これまで年金記録問題に投じてきた経費はいくらになるのかということです。平成 24 年度は現在実施中ですが、平成 19 年度から今年度の予算までについて集計したものがこの表です。全体で 3,569 億円を平成 24 年度までに使う予定です。ねんきん特別便等、各種便関係で 958 億円、紙台帳とコンピュータ記録の突合せ関係で 1,781 億円という内容となっております。長くなりましたが、説明は以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件については前もって委員の皆様から色々ご意見もいただき、「こういったことはどうだろうか」ということを予め伺っております。大部分はご意見に反映したご説明をいただいていると思います。いただいたご意見の中には、特段この資料には記載していませんが、「ここまでよくぞやってくれた」という高い評価をご意見としていただいております。特に「ねんきんネット」については、「本当に大変な作業をここまでよくやってくれた」というお褒めの言葉もたくさんいただいておりますので、小さな声でご披露しておきます。これから記録解明のツールとして頼りにしなければいけないシステムですので、もっと進化していただけたらと思っております。

資料の前半については、これまでの年金記録回復委員会でご議論いただきましたが、資料の後半の現況についての関連資料については、年金記録問題の現状をどう見るかという部分になります。ここについては、特段皆様からのご意見を集約したり今後の方向性をまとめたりというものではございませんが、ご意見がございましたら伺いたいと思います。特に 5,095 万件の未統合記録の解明状況やねんきん定期便によるお客様のご回答件数の推移など、忌憚ないご意見をいただきたいと思っております。

ご意見をいただく前に、一言私から事前に確認をしておきたいと思っております。15 ページの表は、確か平成 19 年以降、「未統合記録の解明状況」という表が昔からずっとございましたが、非常に分かりにくいものでした。その分かりにくかったものを何とかもう少し分かりやすくしてほしいということで、検討会で何度か事務局にお願いした結果、今回のような表におまとめいただいたものと考えております。枠組みが変わっても数字は変わっていない、内容は精査していただきましたが数字は変わっていないと聞いておりますが、それでよろしいですか。そういうことを前提に本件のご意見やご質問をお願いします。どうぞ。

(三木委員)

資料の 15 ページについて、2 点ご質問したい点がございまして。資料の「日本年金機構における紙台帳検索システムを用いた持ち主検索作業」から左全部の作業になると思いますが、基本的には日本年金機構が住基情報のような公の情報を集めて突合することで何とか持ち主を探そうということは、紙台帳検索システムによる検索作業を終えた時

点で全てやり終えた、という認識でいいのかというのが1点目です。

2点目は、ねんきんネットで検索することが、仕組み上、日本年金機構の窓口で行うこととどのような違いがあるのか。例えば、ねんきんネットで記録が出てこなければ、日本年金機構の窓口である事務所に行っても記録が出てこないものなのかどうかというこの2点をお聞きしたいと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

最初のご質問の、日本年金機構における紙台帳検索システムを用いた持ち主検索作業をやると記録問題への対応をやり終えたことになるのかという点ですが、現時点においてはこれ以上の対応として、具体的に思い付くことはございませんので、我々としてここまでやれば現時点でできることはやり尽くすことになると考えております。

2番目に、ねんきんネットでの検索が持つ意味ということだと思いますが、資料の15ページをご覧ください。「⑤持ち主の手がかりが未だ得られていない記録 965 万件」の中に大きく3つのカテゴリがあります。これはあくまで推測であり、それぞれ何万件ぐらいあるかということを定量的に見積もることはできませんが、1つ目は死亡していると考えられる記録、2つ目は国外に転居され住民基本台帳ネットワークシステムなどでは見つからない記録、3つ目は「届出誤り」と記載しておりますが、名前や生年月日が違っている記録です。これは、ご本人が最初に申告するときに違う生年月日を申し出たというケースがあるかもしれませんし、我々が記録する際に間違えて誤った生年月日を登録してしまったなど、原因ははっきりしませんがそのような可能性がございます。平成 25 年 1 月からスタートするご本人によるねんきんネットでの検索は、例えば女性の方の場合、昔、就労時に年齢制限があったという事情から、違う生年月日を申告した可能性があるという方が、今まで年金事務所でご相談されるにはやや心理的な抵抗があったかもしれませんが、今度はご自宅で色々な形で入力して検索することが可能になりますので、今まで自分の心の中でもやもやしていたことを調べられる機会が格段に広がるのではないかと考えております。ねんきんネットで行える検索と年金事務所で行える検索は基本的には同じですが、年金事務所の場合は、更に社会保険オンラインシステムなどの情報がございますので、いただいた情報でもっと詳しく調べていくことができます。若干の違いはございますが、来年 1 月からねんきんネットでの記録検索機能がスタートすると、格段に便利にご自宅でご自身の手により記録の検索を行えることが増えるのではないかと考えております。

(磯村委員長)

よろしいですか。他に何かございませんか。どうぞ。

(三木委員)

21 ページに、未統合記録が多い業種ということで、不動産と保険という2業種が挙げられています。不動産に関して言えば、地域密着の零細不動産ということもあり得るかと思う一方、保険はそれなりの規模があることが前提になっているからこのように大量に発生しているということと、23 ページのグラフを見ると昭和 60 年以降も増えているという傾向は非常に問題だと思えます。宙に浮いた 5,000 万件のうち 8 割が厚生年金だとすると、4,000 万件の 4.2%ですから 160 万件ぐらいいは宙に浮いた年金で、未統合記録の 5,000 万件のうち、160 万件は生命保険会社が生み出していると考えられます。気になるのは、昭和 60 年以降というのはどこまでになっているのかが分かりませんが、このようなことがなぜ発生しているのかということを生命保険会社に伺うべきだと思いますし、今は発生していないのか、例えば先ほどご説明いただきましたが、就職するときに年齢を偽ることが今でもあるのであれば、日本年金機構としては知りようがなく、そのまま登録されて宙に浮いた記録となります。今、この瞬間も本当に同じようなことが起きていないのかということは、過去に悪い傾向が出ている業種についてはきちんと確認をして、是正を求めるべきではないかと思えます。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

後段からご説明させていただきます。新しく会社に勤めるときに本人確認が大事だということは、年金記録回復委員会でも何度も議論になりました。以前、厚生年金保険部から説明させていただきましたが、今後は重複付番の発生防止という観点も含め、本人確認をきちんと行なっていきたいと思っております。更には、今後マイナンバー制度が導入できれば、マイナンバーを必ず日本年金機構に対してもご報告いただくことになると思うので、虚偽の届出がそのまま我々の方に入ってくることはなくなると考えております。そのような取組みをする中で、過去に生じていた未統合記録が発生する様々な要因が、今はゼロとまでは申し上げる自信はございませんが、今日では格段に減ってきていると考えております。

21 ページ以降の業種別の分析は、三木委員がおっしゃったように、今ある未統合記録はどのような業種で多いのか、どのようなパターンが多いのかを整理し、来年 1 月からの気になる年金記録の確認キャンペーンに向けて分かりやすく、皆さんに注意喚起の意味も込めてお出ししていこうと思っております。そのような意味で、21 ページ以下の記録に関してはもう少し分かりやすく整理し、今後の気になる年金記録の確認キャンペーンの素材として使っていきたいと考えております。

(磯村委員長)

ぜひよろしく申し上げます。他にございませんか。どうぞ。

(斎藤委員)

頂戴した資料を拝見し、国民としてがっかりくると思ったのは、年金記録問題に係る経費が3,600億円弱で、回復された金額が785億円ということです。いかに大変な作業で785億円を回復してくださったかという努力には頭が下がりますが、それまでにきちんとした記録を取り毎年きちんと記録をチェックしていたならば、3,600億円弱という国民の税金を無駄遣いしないで済んだということだと思うので、ぜひ日本年金機構はこれからこのような無駄な支出をしないで済むように頑張っていたいただきたいと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

ご指摘のように、確かに3,600億円ものお金を使わなくなっただけの事態については、真摯に受け止め二度とこのようなことをしなくて済むように再発防止をしていかなければいけないと、改めて私どもは思っております。ただし、1点だけ誤解があってはいけないと思っておりますが、7ページの「785億円」は年額ベースであり1年間の年金額なので、効果という意味では、785億円を約20倍した1.6兆円が記録を見つけることにより回復された金額であろうと思っております。

もう1点、先ほども申し上げましたが、このデータは平成20年5月以降のデータでしかございません。785億円の隣に「179万件」と記載しておりますが、平成20年5月以降の記録回復件数が179万件で、その年額が785億円です。左側の未統合記録(5,095万件)問題の回復人数1,296万人の中で、受給者の方は平成18年6月以降、約600万人の方の記録が統合されています。約600万人の受給者の中には、年金額が増えた方だけではなく、年金額が変わらなかった方や年金額が下がった方もいらっしゃいますが、圧倒的に多くの方は年金額が増えた方です。そうした意味で見ると、785億円というのは平成20年5月以降に取れているデータでしかなく、実際にはもっと大きな数字が回復されていたと思われるので、3,600億円の費用で785億円の回復という数字ではなく、投じた費用に対し回復された金額は当然大きく上回っている水準だということをご理解いただきたいと思います。

(磯村委員長)

よろしいですか。どうぞ。

(岩瀬委員)

基本的なことをお伺いしたいのですが、紙台帳検索システムは完璧なものなのでしょうか。紙台帳は捨てられたものや読めないものもございますし、紙台帳検索システムで検索して見つからなければ、もう記録はないということにされてしまうと、見つけるべき記録が見つからないのではないかと疑問を持つのですが、その点を教えてください。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

25 ページをご覧ください。紙台帳検索システムに収載されている 6 億件や 1.2 億件の紙台帳や払出簿 2.1 億件などがございますが、これはあくまでも、今回、紙台帳検索システムを作るために全国の年金事務所や市町村で当時保管されていて我々で収集できたものです。ご指摘のように、例えば国民年金の普通台帳のように既に廃棄されているものは、残念ながら中には入っておりませんし、市町村において既に廃棄されたものも入っておりません。従いまして、このシステムが完璧なものかというのと、それはあくまでも今あるものでしかないという限界がございます。ただし、この紙台帳検索システムで見つからない記録については回復の対象にならないのかというのと、そのようなことはなく、そのために第三者委員会があるわけです。そこで、様々な領収書や同僚の証言などを根拠に記録を回復することになります。紙台帳検索システムは大事なツールですが、これが唯一の根拠になるというわけではございません。

(磯村委員長)

よろしいですか。どうぞ。

(三木委員)

今後の再発防止策という幅広めの観点ですが、アイデンティファイするための情報として、日本年金機構としては名前・生年月日・住所を基本的に使っています。民間だともう少しデータを取っており、基本的には電話番号は必ず取ります。それはなぜかというと、住所に比べてはるかに間違いがないし、システム的にも比較がしやすいという理由です。電話番号を取る・取らないというのが、どのような論点で取らないことになっているのかが理解できませんが、今後、国民年金保険料の収納率アップという観点からも、電話番号があることは絶対的に有利です。今のデータベース上にあるから・ないから、システム上にあるから・ないからなどという議論とは別に、個人特定のキーとして電話番号と、携帯電話がある人は携帯電話番号、今後 10 年を考えればメールアドレスも可能な限り収録すべきではないかと思います。今後、システムや色々なものを介されるときに、最初からそういうものがないからできないといって、10 年後も電話番号やメールアドレスがないというのは非常にまずいという認識をしています。個人情報はどうやってアイデンティファイするのかについて議論し、今後の業務フローとシステムに反映することは絶対に必要だと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

私がコメントするのが適切ではないかもしれませんが、年金記録問題への対応を行なってきて、本人確認ということが最も大事な課題だろうと思っております。本人確認として使用している情報は、名前・生年月日・性別・住所の 4 情報がございますが、この

うち変わらないものは、生年月日と性別です。生年月日と性別以外は変わってしまいましたので、そのような意味で、本人確認するためにはどうしても番号が不可欠だろうと思います。番号でないと正確な本人確認はできないので、基礎年金番号の重複付番をなくしていくことや、今後のマイナンバーの中でしっかりと対応していくことは、優先順位の一つではないかと考えております。そうしたことを前提とした上で、三木委員がおっしゃられた電話番号・携帯電話番号・メールアドレスについては、確かに今まではシステム上入らないからと諦めているところもございましたが、例えば、最近メールアドレスについてはねんきんネットで取るようにしております。電話番号に関しても、国民年金の被保険者については入れられるようにしております。本人確認とは別途に、こちらから連絡が取れるような体制としてこうした情報をきちんと入れることを考えていくことは、再発防止課題の一環として重要な論点だと考えております。

(磯村委員長)

他によろしいですか。

実は先月、私の同級会がございました。同級生ですからだいたい皆さん 80 歳くらいです。その中に、受給中に年金記録の漏れを発見した人が何人かいました。見てみたら 2 か月や 3 か月記録が抜けていたし標準報酬月額が少し少なく記載されているので、「もういいよ」と言ったら奥さんが「いや、そんなことを言わないで出して調べてもらいなさい」と言うので、しょうがなく調べてもらったら「月額 2,000 円増えるよ」ということでした。「月額 2,000 円だけか」とこちらが聞いたら「いやいや、今までの分の一時金の方が多かった」という話です。

申し上げたいのは、資料の 19 ページから 21 ページぐらいの未統合記録の持ち主像を推測すると、「60 歳代以上の方が 7 割 5 分、大部分が厚生年金で 85%、会社を何回か変わっている人」なのでしょう。加入期間が漏れている記録の 87% が 5 年未満、しかも昭和 40 年代前の記録が 73%、だいたいこのようなイメージです。従いまして、加入者だけではなく受給者の方にも結構古い記録が漏れ・誤りとしてあるとなると、仮に年数が短くてもそういった人に訂正してもらえれば、増加する年金額は少なくとも、一時金は結構あるというような PR のネタを何とかもう少しあちらこちらから集めて、来年 1 月以降にお使いいただくような工夫を今からご準備いただくというのはいかがでしょうか。これこそ老婆心ではなく老翁心としてお願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

本日、中間的な整理をさせていただきましたが、まだ未統合記録はたくさんございますので、今後、来年 1 月に向けどのようにすれば未統合記録を減らせるか、そのためにどのような知恵を絞っていったら良いかをよく考えたいと思います。今、ご指摘いた

いたように、受給者の方が行動を起こしてみよう、見つけてみよう、年金事務所に足を運んでみよう、と思うようにするにはどのようにすれば良いのかよく考えたいと思います。

(磯村委員長)

併せて、これは掴みにくいと思いますが、未統合記録の持ち主の数はどれくらいを考えておいたらいいのかということです。今日、2,240万件という件数は分かりましたが、PRをする段階の前提として考えておかななくてはいけないだろうと思います。その辺も併せて分かる範囲でのご検討をいただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願い致します。

他になれば次の議事へ移りたいと思いますが、いかがですか。せっかくの機会ですし来月はお休みをいただきますので、何かございましたら今のうちにぜひお願いします。大丈夫ですか。

中間取りまとめといいますか中間総括は、特段まとめたり集約したりするということではございませんが、こういったご報告があり今後引き続きよろしくお願いしたいということでもよろしいでしょうか。それでは、これまでの段階、本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

(尾崎年金記録回復室長)

本日の議題は以上です。

(磯村委員長)

もうこれでよろしいのですか。まだ7時半ですが、一応これで予定の議事は終了しました。次回は9月6日になりますが、できましたら事務処理誤りなどについてご審議をお願いしたいと思いますし、会議の冒頭にもございましたが共済記録の関係もできましたらお願いしたいと思っております。特段ございませんようでしたらこれでお開きにしたいと思います。長時間ありがとうございました。

(了)